

水素サプライチェーン構築検討調査費補助金 質問及び回答

No	質問事項	回答	掲載日
1	<p>【別添 提出書類の作成方法 p.1】 「事業の遂行において強みとなる自社の得意な分野等、アピールポイントを記載すること」とありますが、「自社」とは共同申請の場合、主体申請者の1社のみを指してますでしょうか？もしくは、共同申請者(当方の場合は3社での共同申請)の3社すべてを含む事を指してますでしょうか？</p>	<p>共同申請の場合は、申請者すべてを含みます。</p>	3月13日
2	<p>【別添 提出書類の作成方法 p.1】 「統括責任者と業務責任者の実施能力についてアピールしたい内容を詳細に記載すること」とありますが、統括責任者とは主体申請者の所属する部署、ユニットの部長クラス、業務責任者とは、共同申請者(3社)の場合、実務担当をする課長、マネージャークラス(実際にフロントにでて調査事業を推進する者)の3社(3名)分を記載する書き方で宜しいでしょうか？</p>	<p>統括責任者及び業務責任者に対する役職や記載方法については、県から指定いたしません。申請者様の方で事業を円滑に遂行できる責任者を選任いただき、記載をお願いいたします。</p>	3月13日
3	<p>【別添 提出書類の作成方法 p.1】 「専門性のある効率的な・効果的な実施体制が整っているか、業務に関わる担当者を含めて記載すること」とありますが、共同申請者の3社に加えて、調査事業を外部委託するエンジニアリング会社、ゼネコン会社等の担当者も記載する理解で合ってますでしょうか？乃至は共同申請者3社のみの実施体制を指してますでしょうか？</p>	<p>共同申請者以外の協力予定者を記載することについて、支障ありません。</p>	3月13日
4	<p>【公募要領 p.2】 「調査内容」の調査項目について 3 補助対象事業等の(4)調査内容の「スケジュール」で事業開始までの想定スケジュールとありますが、これは調査事業(FS)終了後のFEED並びにEPCの期間、FID、実証運転、商用運転の開始タイミング迄のスケジュールを想定されておりますでしょうか？</p>	<p>ご推察のとおりです。</p>	3月13日
5	<p>【公募要領 p.2, p.10】 「外部への公表」について 5 実績報告書で「報告書の外部への公表は行いません」との記載があるものの、12. その他では「補助事業者は、補助事業の成果を公表する必要があります」との記載があります。成果発表とは、公表を意図しているのでしょうか？</p>	<p>本要領における「報告書の外部への公表は行いません」は、実績報告書を県がそのまま外部へ公開することを想定していないという主旨です。 一方で「補助事業の成果を公表する必要があります」は、補助事業の実施結果の概要(取組内容や今後の展開等)について、事業者様の企業ノウハウや機密情報に配慮しつつ、成果報告会等で発信いただくことを想定しております。</p>	3月13日
6	<p>【公募要領 p.3】 「経済性・事業性の検討」について 5. 実績報告書の中で(3)経済性、事業性の検討に補助金を活用した場合としない場合の比較検討とは、本調査事業での補助金の活用を意図されておりますでしょうか？</p>	<p>本調査事業のみでなく、FEEDなどに係る国等の現存の補助制度を活用した場合等、幅広く検討いただくことを想定しています。</p>	3月13日

No	質問事項	回答	掲載日
7	<p>【公募要領 p.5】 「補助対象経費」について 6 補助金交付の要件で(5) 補助対象経費として、人件費は補助金申請に組み込まず、委託費・外注費のみの申請でも問題ないでしょうか？</p>	問題ありません。	3月13日
8	<p>【公募要領 p.7】 「事業に対する経費」について 8 補助対象事後の評価事項の(3) 事業に要する経費の2) 「事業の主たる課題解決や事業全体の根幹に関わる部分について、委託・外注を行っていないか。」とありますが、特に事業全体の根幹に関わる部分について委託・外注、の解釈が十分に出来ない為、お手数ですが、可能であれば具体的な事例をあげて、ご提示頂けると有難く思います。</p>	<p>本事業では、事業の主たる課題解決や事業全体の根幹に関わる部分については、補助事業者が主体となって実施することを想定しています。</p> <p>そのため、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSの主要部分となる調査・分析・事業性評価の大部分 ・実現可能性の判断などの事業の根幹部分を外注する場合などが考えられます。 	3月13日
9	<p>【公募要領 p.10】 「補助事業の完了した時」について 1 2 その他の6) 補助事業者は「補助事業を完了した時」とありますが、何をベンチマーク、基準として、補助事業を完了したと見做すのか、見做されるのか、ご提示頂けると有難く思います。</p>	実績報告書の作成を含め、本事業に係る一連の業務が完了した場合となります。	3月13日
10	<p>【その他】 外注先の選定にあたって、公募要領及び交付規則以外において、今回の補助事業における留意点があれば、ご教示いただけないでしょうか。 (具体的には、合理的な理由があれば、特命発注は認められるという理解をしてよいでしょうか。また、その特命先として共同申請者のグループ会社を選定する場合についても、合理的な理由があれば認められると理解をしてよいでしょうか。)</p>	<p>外注先の選定にあたっては、公募要領及び交付規則に従い、適切かつ合理的な方法により選定してください。</p> <p>特命発注及びグループ会社への発注については、必要性や合理性が説明できる場合に限り認められる場合がありますが、この場合においても価格の妥当性や業務内容の妥当性が確保されていることを十分に説明していただく必要があります。</p>	3月13日
11	<p>【別添 提出書類の作成方法 p.1】 【様式2】、【様式3】 “提出書類の作成方法”の“推進体制等について”の欄に ・統括責任者及び業務責任者の実施能力について、アピールしたい内容を詳細に記載すること、 と記載がございますが業務実績書(様式2)には、統括責任者及び業務担当者の欄しかございません。こちら業務責任者も追記し、履歴・実績等を記載すべきでしょうか。また、様式3の主任技術者及び技師A、Bは統括責任者及び業務担当者と同義でしょうか。</p>	<p>「提出書類の作成方法」の“業務責任者”は「様式2」の“業務担当者”と読みかえていただきますようお願いいたします。 様式2への業務責任者の追加は不要です。</p> <p>また、様式3は、あくまで記入例を示したものであり、必ずしも統括責任者や業務担当者に該当するものではありません。 本事業に従事する人員の作業内容と、それに対応する人件費の内訳が整理されていることが重要ですので、この点が確認できるように事業者様の方で整理しやすい形で記載願います。</p>	3月13日
12	<p>【別添 提出書類の作成方法 p.2】 ”提出書類の作成方法”の4-3”行政の協力について”につきまして ・事業化に向けて～と記載がありますが、この事業化とは当FS事業ではなく、FS完了後の商用事業といった理解でよろしいでしょうか。</p>	ご推察のとおりです。	3月13日

No	質問事項	回答	掲載日
13	<p>公募前後での見積書の仕様、金額変更について</p> <p>応募時に提出させて頂く委託費の見積書と比較して、応募後の実際の委託費の発注において、事業目的を変更しない範囲で仕様または金額に変更が生じた場合、補助対象外となる可能性があるか、また許容される変更範囲についてご教示ください。</p>	<p>応募時に提出いただいた見積書については、経費の妥当性を確認するための参考資料として提出いただいているものです。</p> <p>そのため、交付決定後において、事業目的を変更しない範囲で仕様や金額に一定の変更が生じたとしても、直ちに補助対象外となるものではありませんが、大きな変更となる場合は、事前にご相談ください。ただし、補助金額の増額については原則認められません。</p> <p>なお、最終的な交付対象経費については、事業完了後の確定検査により確定いたしますので、ご了承ください。</p>	3月19日
14	<p>【様式1】</p> <p>住所、名称、連絡担当者、電話番号は共同申請の場合、幹事法人のみの記載で宜しいかご確認をお願い致します。また、(4)申請者の概要(主たる業種、資本金の額、従業員数、前期売上高、前期経常利益)についても、共同申請の場合、幹事法人のみの記載で宜しいかご確認をお願い致します。</p>	<p>ご推察のとおり、共同申請の場合は、幹事法人の情報を記載願います。</p> <p>また、交付決定以降の事務手続き等は、幹事法人と行いますので、ご了承ください。</p>	3月19日
15	<p>【様式2】</p> <p>共同申請の場合、業務担当者は申請者の各社を記載すべきか、乃至は、記載方法について申請者の判断となりますでしょうか？ご確認お願い出来ればと思います。</p>	<p>ご推察のとおり、県からは指定しませんので、効率的に業務が進められる業務担当者を記載願います。</p>	3月19日
16	<p>【質問No. 14】</p> <p>交付決定通知を受けた後、愛知県様と執り行う事務手続き等とは、具体的にどのような手続きでしょうか。</p> <p>愛知県様との契約や、別途提出が必要となる書類はございますでしょうか。</p> <p>(もしくは、交付決定通知を得られたら、次回愛知県様へ提出する資料は実績報告書という理解をすればよいでしょうか)</p>	<p>ご推察のとおり、実績報告書は幹事法人から提出いただきます。</p> <p>その他の具体的な例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況をご報告いただく場合には補助事業遂行状況報告書を提出 ・事業の内容等を変更する場合には、承認申請書を提出 ・事業が遅延している場合には、補助事業遅延等報告書を提出 <p>いただく必要があり、これらの際にも、幹事法人と連絡・調整させていただきます。</p>	3月19日
17	<p>【補助金全般】</p> <p>今回の補助金対象は、事業者による水素供給等の拠点構築の事業可能性調査を支援、とあります。</p> <p>事業化に向けた性能向上のための装置改造等の装置設計や購入費用は対象外でしょうか。</p> <p>具体的には、CCUSのためにはまずCO₂を回収する必要がありますがその回収装置の性能が向上することで、事業の可能性が高まります。</p> <p>装置開発費用は、今回の補助金は不適合でしょうか。</p>	<p>誠に残念ではございますが、本補助金は「水素供給等(アンモニア、CCUS含む)の拠点構築の事業化可能性調査を支援するもの」であるため、装置改造や設備設計については、対象外となります。</p> <p>別の補助金となりますが、本県の「新あいち創造研究開発補助金」が対象となると思われます。公募期間は本補助金と同期間ですので、活用をご検討いただければと存じます。</p>	3月19日